

「令和8年度日本司法支援センターインターネット広告出稿等業務一式」の質問に対する回答

項番	区分	該当ページ	質問事項	回答
1	仕様書 第3の項番2	2ページ	ディスプレイ広告（Google広告）の対象範囲 本業務において、Googleが提供する「デマンドジェネレーション キャンペーン（旧ファインド広告含む）」を活用することは可能でしょうか。同メニューはYouTubeやGmail等への配信を含みますが、これらを「ディスプレイ広告」の予算および目標数値（20万クリック）に算入してよいでしょうか。ご教示ください。	デマンド ジェネレーション キャンペーン（旧ファインド広告含む）」を活用することは可能です。また、「ディスプレイ広告」の予算および目標数値（20万クリック）に算入することも可能です。
2	仕様書 第3の項番2及び3 仕様書別紙1 (2)及び(3)	2ページ	広告素材およびLPの使用数 仕様書に示されている多数の素材案（バナー・動画・LP）は、全種類を必ず並行して活用する必要がありますでしょうか。目標達成のため、受注者の判断で効果の高い素材への絞り込みやローテーション運用を行うことは可能でしょうか。	全種類を必ず並行して活用する必要はございません。センターとの協議の上、目標達成のため、効果の高い素材への絞り込みやローテーション運用を行うことを想定しております。
3	仕様書 第4の8	4ページ	広告アカウントの取得・管理主体 本業務で使用する広告出稿アカウントは、原則として受注者が新規に取得・管理するという認識で相違ないでしょうか。また、契約終了時に当該アカウントをセンターへ譲渡（移管）する義務の有無についてもご教示ください。	X以外の広告出稿アカウントは、原則として受注者が新規に取得・管理することになります。契約期間中に作成した出稿先アカウント等については、可能な限り、契約終了後、新規受注者への円滑な引継ぎを前提としております。また、当該アカウントの継続使用の可否はセンターが判断するものとし、センターが使用を想定しない場合は受注者において削除又は停止し、センターにその旨報告することになります。
4	仕様書 第4の9(1)ア	5ページ	契約後の出稿プラン詳細化の範囲 「契約締結後、速やかに出稿プラン等を提案し了承を得ること」とありますが、入札時に提出する「企画提案書」の内容との主な差分や、契約後に改めて詳細化が求められる項目の想定についてご教示ください。	仕様書第4の8「その他インターネット広告媒体」にかかる運用内容については、契約締結後に改めて詳細を確認させていただき、必要に応じて協議の上調整させていただく場合がございます。
5	仕様書 第4の9(2)オ	5ページ	「認知経路等のデータ」の詳細 センターより提供される「認知経路等のデータ」とは、具体的にどのような形式・内容（例：架電時のアンケート結果、GA4の参照元データ等）のものを指しますか。	「認知経路等のデータ」につきましては、前月分のコールセンターへの入電件数、メール件数及び無人チャット件数をメールにて提供するとともに、入電件数を月別、週別、日別、曜日別、年代別、性別、認知媒体別に整理した集計データをExcelで提供することを想定しております。
6	仕様書 第9	8ページ	クラウド選定要件(1)～(3)の適用基準 要機密情報を授受する際のクラウド選定要件について、(1)～(3)は全てを満たす必要がある「and条件」でしょうか。あるいは、(1)ISMAP登録等のいずれかの要件を満たし、(4)に基づき同等以上の水準を担保できれば選定可能でしょうか。	(1)から(3)の全てを満たす必要がある「and条件」です。
7	仕様書 第11	9ページ	再委託の範囲と承認基準 再委託費用の割合が総額の2分の1を超える場合であっても、受注者の完全子会社等への委託であり、かつ受注者が管理監督責任を全面的に負う体制が構築されている場合には、「合理的な理由」として承認いただける可能性はありますか。	再委託予定金額の割合については、原則2分の1未満です。再委託の承認の可否については、個別の事情等に鑑み判断します。
8	仕様書 第4の7、 第4の9 及び評価要領別紙 (評価基準表)	3～6ページ 及び 評価要領別紙 (評価基準表)	LP改善業務の具体的な範囲と評価基準 仕様書第4の9では、分析に基づく改善提案が求められておりますが、LPの具体的な修正作業については、第4の7にて「業務内容が変更になった場合等」と規定されております。 一方で、評価基準表では「改善案の作成から反映までの一連の流れ」が評価項目となっております。 本業務の必須スコープには、業務変更時以外の「広告成果改善（LP0等）を目的とした自発的なLPの改修・反映作業」までが含まれるという理解で相違ないでしょうか。 運用体制および積算範囲の適正化のため、ご教示いただけますと幸いです。	評価基準表に記載の「改善案の作成から反映までの一連の流れ」につきましては、あくまで提案内容の具体性、実行力等を評価するための加点項目です。業務変更等の場合を除き、広告成果改善を目的とした自発的なLP、バナーの修正を本業務の必須スコープとして求めるものではないかと存じます。
9	仕様書 第3の項番3 最低達成目標数	2ページ	① 5万クリック/年 ② 動画広告の場合は、400万回/年の表示回数を獲得すること。 (うち100万回/年表示は、YouTube広告で獲得すること。) とございますが、SNS広告配信・動画広告配信いずれも実施する場合の目標は ①5万クリック/年+②400万回/年の表示回数(うち100万回はYouTube)の両方の目標達成が必要という認識でお間違いありませんでしょうか。	ご認識のとおりで間違いございません。

10	仕様書 第4の5(1)	3ページ	過去の運用における媒体別（リスティング、ディスプレイ、SNS等）の平均クリック単価（CPC）およびコンバージョン率（電話・チャット・メール等への誘導率）の概算値をご教示いただけますでしょうか。	キャンペーンごとに多少異なりますが、媒体の平均をとると以下のとおりです。 ・リスティング広告(Yahoo!・Google) 平均50円程度 コンバージョン率 0.5~5.0%程度 ・ディスプレイ広告(Yahoo!・Google) 平均20円程度 コンバージョン率 0.01%程度 ・SNS 平均30円程度 コンバージョン率 0.02%程度
11	提案書提出要領 第3の3(1)	4ページ	SNS広告においてFacebook、Instagram、TikTokが除外されている背景を教示いただけますでしょうか。また、LINE等、左記以外の媒体提案は可能でしょうか。	Facebook、Instagram、TikTokは、センターのアカウント管理上の制約により、ビジネスアカウントを新たに開設できないため、除外しております。その他LINE等の媒体のご提案は可能です。
12	提案書提出要領 第3の3(1)	4ページ	プレゼンテーションでは社名等が無記名の資料を使用することになっています。我々は〇〇社と共同で〇〇〇という独自の広告配信プラットフォームを運用しており、メニューに加えたいと考えております。提案事業者を想起できるかもしれませんが、そのまま表記しても良いものでしょうか。	プレゼンテーション資料は社名等無記名としておりますが、サービス名称等について記載が避けられない場合は、当該名称が提案事業者を直接示すものではない限り、そのまま表記で差し支えございません。
13	仕様書 第1	1ページ	災害等の発生に伴う緊急の周知（目標③）を行う際、その投下予算は既存の5,200万円内で調整する運用でしょうか、それとも別枠の予算が想定されていますでしょうか。	既存の5,200万円内で調整する運用です。
14	仕様書 第4の10(5)	6ページ	提案・設定が求められているヒートマップツールについて、その利用料（月額費用等）は契約金額（手数料等）に含めるべきでしょうか。	契約金額に含めていただく形になります。
15	仕様書 第8の1	7ページ	最低目標未達成時の減額規定について、媒体側のシステム障害やセンター側の意向による配信停止など、不可抗力による未達成も減額対象となりますでしょうか。	受注者の責によらない不可抗力による未達成については、直ちに減額対象とすることは想定しておりません。ただし、具体的な取り扱いにつきましては個別の状況を踏まえ、センターにおいて協議の上判断します。
16	仕様書 第8の1	7ページ	最低目標未達成時の減額規定について、リスティング広告およびディスプレイ広告で指定された媒体で目標のクリック数が届かなかった場合、3その他のインターネット広告媒体によって、1・2の目標回数を含めて達成することで、全体の目標達成とみなすことはありますでしょうか。 例：Google検索・ヤフー検索で達成しなかった分を、3でマイクロソフト検索で代替など	最低目標の達成判定は、仕様書に定める媒体別の目標に基づき行います。 そのため、「リスティング広告」または「ディスプレイ広告」において未達成となった場合に「その他インターネット広告媒体」の成果を合算して全体の目標達成とみなすことはできません。
17	入札公告 2 競争参加資格 (1)及び(2)	1ページ	「予算決済及び会計令第70・71条のいずれにも該当しない者の証明」について提出を求められている具体的な書類（証明書類）の種類をご教示いただきたい。	入札公告「2 競争参加資格」(1)及び(2)を証明する書類については提出は求めておりませんので、提出不要です。入札参加における提出書類については、入札説明書「9 入札参加条件」をご確認のうえ、ご提出ください。
18	入札公告 2 競争参加資格 (5)	1ページ	「過去六ヶ月以内に談合・競売防止などの不正行為で起訴されていないことの証明」について ① 貴社指定のフォーマットの有無をご共有いただきたい。 ② 指定様式がない場合の適切な対応方法（提出書類の形式・内容）をご教示いただきたい。	入札公告「2 競争参加資格」(5)を証明する書類については提出は求めておりませんので、提出不要です。入札参加における提出書類については、入札説明書「9 入札参加条件」をご確認のうえ、ご提出ください。